

災害時緊急速報「エリアメール」の運用を始めました



福崎町では、みなさんに災害等の緊急情報をいち早くお知らせするため、株式会社NTTドコモが提供する緊急速報「エリアメール」サービスを導入し、10月1日から運用を開始しました。

配信情報

緊急地震速報・避難準備情報・避難勧告・避難指示・その他の緊急情報

エリアメールの特徴

- ・月額使用料や通信料はかかりません。
- ・事前のメールアドレスの登録は不要で、NTTドコモ緊急速報「エリアメール」対応機種をお持ちの方はどなたでも受信できます。
- ・エリアメール受信時には、携帯電話画面上に緊急情報が自動的に表示され、専用の警告音でお知らせします。
- ・観光客や通勤者など、エリアメール配信時に福崎町内にいる方も受信できます。

注意事項

福崎町からの緊急情報をエリアメールで受信するには、NTTドコモ携帯電話の「エリアメール受信設定」が「利用する」になっている必要があります。受信可能機種や機種ごとの受信設定方法など、詳しくは、株式会社NTTドコモへお問い合わせください。

(ホームページ) <http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>

「福崎町お知らせシステム」をご活用ください

NTTドコモ以外の携帯電話をお持ちの方へ

防災行政無線の放送の内容を放送と同時にメール配信しています。福崎町ホームページまたはQRコード(携帯電話用読み取りコード)により登録できます。メール配信にかかる通信料は受信者の負担となりますが、ぜひご活用ください。

(福崎町お知らせシステム登録用QRコード)



問い合わせ先 総務課(内線221)

ご存じですか？ 個人住民税の特別徴収

個人住民税の「特別徴収」とは、給与を受け取る際に所得税と同様に住民税が天引きされ、給与支払者(会社等)が従業員に代わって住民税を納める制度です。本人が自分で納める普通徴収と違い、納め忘れの心配がありません。

この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収をする全ての給与支払者に義務づけられています。特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

税務課 住民税係(内線344・345)

なくそう！ごみの不法投棄



家電リサイクル法対象機器であるテレビや冷蔵庫、またタイヤなどの不法投棄が後を絶ちません。

家電リサイクル法対象機器(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機)やタイヤなどの自動車部品はごみステーションには出せません。処理業者や販売店に引き取りをしてもらってください。

ごみの不法投棄は法的に処罰の対象(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金)となります。不法投棄をみなさんの心がけで防止しましょう。

万一、不審な車や不法投棄現場を見かけた場合は、車種やナンバーを控えるなどして福崎警察署(☎23-0110)もしくは役場住民生活課(内線372)へ連絡してください。

中播磨地域活動交流メッセ 銀の馬車道沿線交流フェスティバル開催

日時 11月26日(土) 10:00~16:00

場所 神河町役場周辺(グリンデルホール・中央公民館ほか)

特産品販売、ゆるキャラ撮影会、伝統芸能の実演など、家族で楽しめる企画が盛りだくさん!

問い合わせ先

メッセ 中播磨県民局県民室 ☎079-281-9197
フェスティバル 姫路土地改良センター ☎079-281-9369

国税庁

税の役割と
税務署の仕事



www.nta.go.jp

税を考える週間

検索

11月11日(金)~17日(木)
税を考える週間

安全な地域

町長
嶋田正義

10月に地域安全神崎郡民大会があり、あいさつをするこ
とになりました。

安全な地域とはどんな地域
だろうが、安全な地域を実現
するためにはどうすればよい
のだろうかと考えました。な
かなかよい答えが見つかりま
せんでした。

答えに困ったときは反対か
ら考えるとわかることがある
と聞いたことがあります。安
全は安全安心とセットでよく
使うので、セットで考えてみ
ました。

安全の反対は危険です。安
心の反対は不安です。安全安
心の地域は危険や不安のない
地域なのです。しかし、この
ような理想的な地域はなかな
かできそうにありません。私
たちができることは、今ある
危険や不安を少しでも取り除
く作業をすることです。

ところで、危険や不安の要
因には二つのことが考えられ
ます。

一つは人間の力ではどうす
ることもできないものです。
地震、台風、雷などがそれ
です。発生を食い止めることが



地域安全神崎郡民大会
あいさつ

できなくても、被害を少なく
する努力は進めなければなら
ません。

もう一つは人間が引き起こ
す危険と不安です。新聞やテ
レビでたくさんの方が毎日
発表されています。

大きくは、戦争、失業、原
発事故、経済危機などです。
近くには、交通事故、空き
巣狙い、ひったくり、振り込
め詐欺など、たくさんありま
す。

さて、解決策ですが、自然
的なものでも人為的なもので
も、今住んでいる私たちが知
恵を働かせて、安全安心な地
域をめざして、危険や不安を
取り除く努力をねばり強く進
める以外にありません。

結局、安全な地域は自分た
ちでつくるしかない。安全の
青い鳥は自分たちが飼ってい
ることを知った大会でした。

生活科学 センター だより

未公開株の勧誘に ご注意を

〔相談〕

「近々上場予定があり、上
場すると値上がりするので必
ず儲かる」と未公開株を勧め
る郵便物が届いた。今まで株
などの取引はまったく経験が
ないので放っていた。ところが
が、電話がかかってきて執拗
に契約を勧められ困っている。
(75歳女性・一人暮らし)

〔処理〕

販売会社は金融商品取引業
登録のない会社であり、株式
を売買することは金融商品取
引法に違反する可能性があり
ます。無登録業者との取引は
避けたいほうが無難と助言しま
した。

あわせて、過去の相談事例
として、株券が渡されない、
本物かどうかわからない、い
つまで経つても上場されない
ことなどがあることを情報提
供しました。

〔アドバイス〕

東日本大震災以降、放射能

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



汚染や電力不足などを話題に
し、「水の放射能汚染の恐れが
あるので浄水器を購入する人
が増える。浄水器を製造して
いる会社の株を買わないか。」
『電力不足を解消するため風
力発電が注目される。この会
社の株を買わないか。』など
の儲け話を言葉巧みに持ちか
けてきます。

未公開株は譲渡制限がある
場合が多く、一般に株券が出
回ることはありません。また、
譲渡制限のある株を取得して
も、株券の所有者は株券の発
行会社に株主として認めても
らうことはできません。(譲
渡制限のある株を譲渡する場
合には、取締役会の承認を要
します。)

未公開株は、実際に上場さ
れなければ売買を成立させる
ことは極めて困難であり、こ
れを換金する方法はほとんど
ありません。

金融商品取引業の登録業者
は金融庁のホームページで確
認することができます。

トラブルを回避するには、
これらの勧誘には取り合わず、

きっぱり断ることが何より大
切です。
うまい話には「うら」があ
る、十分気をつけましょう。

消費生活の相談や問
い合わせ、苦情は、
生活科学センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日

9時〜16時
生活科学センターは、文化
センターの敷地内にあります
(月曜日は休館日)

各種の相談事業(定例分)

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00~15:00
(担当=住民生活課・内線374)

母子相談

毎月第2・4月曜日 10:30~15:00
(担当=健康福祉課・内線353)

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00~15:00
(担当=社会福祉協議会・☎23 0300)

行政相談

毎月第3水曜日 13:00~15:00
(担当=総務課・内線221)

10月からの 子ども手当



支給対象

中学校卒業まで（15歳に達した後、最初の3月31日まで）の子どもを養育している方

支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分（4か月分）
平成24年6月	平成24年2月～3月分（2か月分）

4月以降については未定です。

10月からの子ども手当を受給するには？

新しい法律により支給要件が変更されたことから、全ての方の受給資格を審査する必要があるため、現在子ども手当を受給中の方についても、改めて認定請求の手続きが必要です。

10月1日の時点で受給資格のある方には、10月中に『子ども手当に関するお知らせ』として認定請求書をお送りしています。11月末までに、必ず請求手続きをしてください。

なお、平成24年3月31日までに申請をすれば10月分からの子ども手当を受給できますが、11月を過ぎると平成24年2月の支給日に振込ができない場合があります。

このような方は、速やかに申請を！

- ・10月以降に他の市区町村へ転居した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市区町村へ転居した方は、転出した日（転出予定日）の翌日から15日以内、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

3月末までに申請をしてもさかのぼって受給できません！

問い合わせ先 住民生活課（内線374）

～保育所入所児童の保護者のみなさんへ～ 多子世帯保育料軽減制度の案内

子育て家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、多子世帯の保育所入所児童の保育料の一部を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図る制度が本年度も兵庫県で実施されます。この制度を受け、福崎町では対象世帯に軽減額を助成します。

<助成対象世帯>

同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いる、かつ第3子以降の子どもが現在保育所に通っている世帯

18歳未満の子どもとは、平成5年4月2日以降生まれの子どもです。ただし、結婚や就職等により該当しない場合もあります。

<助成する金額>

月額6,000円を超える保育料に対して

3歳未満児 月額4,500円を限度

3歳以上児 月額3,000円を限度

年齢は平成23年4月1日現在です。

<所得制限>

世帯の所得税額が40,000円未満の世帯

福崎町の保育料徴収基準額表で第2階層から第4階層までの世帯です。

該当者には1月に申請書を提出していただき、3月までの保育料納付が確認できた後3月末に軽減額を助成します。

問い合わせ先

学校教育課 子育て支援係（内線251）

食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

* 日本型食生活の実践 *

食べよう！「まごは(わ)やさしい」

ま(豆類・豆腐類)ご(ごま類)は(わ)わかめをはじめ、昆布、ひじきなどの海藻類)や(野菜)さ(魚)し(しいたけなどのきのこ類)い(いも類)。

お米を主食として、おかず「まごは(わ)やさしい」食材を取り入れた献立を組み合わせる日本型食生活は、栄養のバランスが取りやすく、生活習慣病の予防にもつながります。

これらの食材は子どもたちが苦手としがちですが、子どもの頃から慣れ親しんでほしいとの願いを込めて、給食の食材にも多く取り入れています。

11月は福崎町食育月間です

* 福崎幼稚園の子どもたちが給食センターを見学*
子どもたちが普段食べている給食がどのように作られているか、興味深々で見学をしました



大きなしゃもじとしゃくで背くらべ!!

釜の直径と同じ長さのロープです。何人入れるかなあ？

福崎町文化財だより

58

福崎町教育委員会
神崎郡歴史民俗資料館

文化財再発見 55

西治下代ノ下も遺跡

(西治669番1)

西治の弥生・古墳人の集落跡を発見!

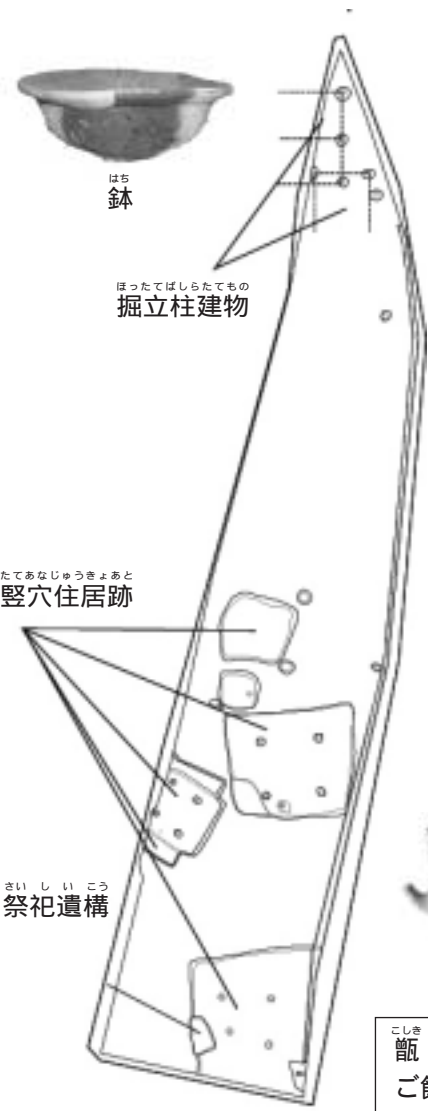
西治地区の図書館から南側に広がる水田地帯は、七種川・西谷川が流れており、川の影響を受けやすく、氾濫原が広がり、地形図や田んぼの形状からも旧河道がよみとれるような場所です。西治地区のほ場整備に伴い、事前に試掘調査を行い、新たに西治下代ノ下も遺跡を発見しました。

この遺跡の位置は、西治公民館から西側のJR線に接する耕作地です。現在の人々がくらししている集落の端に位置し、氾濫原の中でもやや高い場所になります。この遺跡は、ほ場整備に伴い削られるため、今回、本発掘調査・記録を実施しました。



西治下代ノ下も遺跡の位置図

西治や高橋地区では、やや高い段丘で古墳は多く見つかっていますが、古墳に埋葬された人や埋葬を行った人々の普段のくらしぶりのわかる集落の跡は見つかっていませんでした。今回の調査で人々が住んでいた家の跡が見つかり、集落跡の一部を確認することができました。



西治下代ノ下も遺跡 遺構図

西治下代ノ下も遺跡からは、古墳・弥生時代の人々の生活していた家の跡である竪穴住居跡が5つ見つかりました。その住居跡の資料の中から西治の古墳時代の人々の食生活を垣間見ることが出来ます。それは、土錘(魚を釣るための網の土のおもり)、磨石(粉をひく道具)、甑(ご飯を蒸すための土器)、坏(個人の茶碗土器)、甕、壺類の土器などで、魚やご飯を蒸して食べていたようすがうかがえます。

また、ほかにも特殊な遺構として、土器を使った儀式の跡を発見しました。

祭祀遺構(儀式の跡)

土に丸く穴を掘って、中心に石を据え置き、土器をその穴の中で、中心の石にめがけて割って壊す儀式が行われた跡が見つかりました。

この土器が見つかった状態は、真ん中の石を中心にドーナツ状に土器の破片同士がすきまなく帯び重なって出てきました。また、その表面には朱が塗ってあり、赤い特別な土器です。



祭祀遺構から朱塗りの土器片が見つかる!!



竈
ご飯を蒸す調理道具
底に穴が2つあり

「三木通深筆山水画」
江戸時代（個人蔵）



平成23年度 特別展

民俗学のふるさと福崎

～幼き國男に刻まれた福崎文化～

主催：福崎町教育委員会
協力：神戸大学大学院人文学研究科
地域連携センター

入館無料
11月23日まで開催

歴史民俗資料館だより

民俗学の父と称される柳田國男の生誕地・福崎町。國男の50回忌にあたる今年、本町では「柳田國男50年祭」を開催しました。

本展では、國男が幼い頃を過ごし民俗学への基礎を養う場所であったとされる三木家との関わりを中心に、『故郷七十年』の記述とあわせて、郡役所をはじめとする郷土の人々との文化交流などを紹介し、近代福崎の文化発展と國男をめぐる足跡をたどります。



『故郷七十年』昭和34年



「神戸新聞：故郷七十年」昭和33年
（柳田國男・松岡家記念館蔵）

「私は…一時父の友人である三木という
辻川の旧家に預けられたことがある。…
同家の裏手にいまも残っている土蔵風
の建物の二階八畳には、多くの蔵書があ
った。私はそれらの蔵書を耽読した。…私
の雑学風の基礎はこの一年ばかりの間
に形造られたように思う。」

（『故郷七十年』より）

國男と三木拙二
（三木家パンフレットより）



折々にさまざまな絵葉書が送られています。

「三木通精宛柳田國男私家製葉書」
昭和26年（個人蔵）



「三木拙二宛柳田國男葉書」
年未詳（個人蔵）



「三木拙二宛柳田國男葉書」
大正12年（個人蔵）



國男はこの葉書の冒頭で「こんなに年がたつたらもう一度も二度も故郷に帰れたのに…」とふるさと福崎への思いを書き記しています。

三木家宛の書簡にみる國男の素顔

会場
柳田國男・松岡家記念館
〒22・1000
歴史民俗資料館
〒22・5699
開館時間
9時～16時30分
休館日
月曜日、祝日の翌日
入館料
無料

柳田國男・松岡家記念館だより



平成23年度 特別展 海軍大佐 松岡静雄の見た世界

入館無料
11月23日まで
開催



記念館では、現在、特別展を開催しています。南太平洋や中国を中心に任務をこなした静雄は、常に变化する世界の流れを肌で感じていました。それは静雄が國男に宛てた書簡や、今年度、新たに寄贈を受けた『奉職履歴』などからも感じることができます。

本展では『奉職履歴』を中心に静雄の行動を追うとともに、緊張した世界のなかでも探究心を忘

～奉職履歴～

本人の直筆と見られ、海外へ派遣された日時や任務歴などが箇条書きで記録されています。非常に読みやすい内容です。今回の特別展では全ページ公開します。



れない静雄の研究を紹介いたします。みなさんのご来館をお待ちしています。

～略歴～

松岡家の七男として生まれる。海軍兵学校を卒業後、海軍へ出仕する。日露戦争に従軍するも、病気のため大佐を最後に退役する。退役後は世界各地を訪れた経験を元に『ミクロネシア民族誌』など多数の著書を著す。

～講演会のお知らせ～

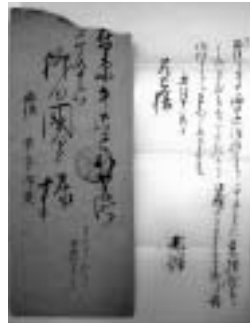
『松岡静雄の柳田國男宛て書簡と奉職履歴を読む』

日時：11月13日(日) 13:30～

場所：記念館 2階

講師：岩井忠彦さん

(近畿医療福祉大学特任教授)



右の書簡は日露戦争従軍中に中国の戦地から國男へ宛てたもので、内容は主に戦況を伝えるものです。また、兄弟への気遣いもうかがうことができ、兄弟や通泰と連絡を取っていないが、自分はずっかりと軍務に服しているの伝えてほしいこと、國男に依頼していた本が届いて大変ありがたいこと、自分の給料から映丘に小遣いを渡してほしいことなどが記されています。

大庄屋三木家



県指定文化財 三木家住宅保存修理工事 第2回現場見学会

平成22年11月から始まった三木家住宅の保存修理工事ですが、今年度から主屋(表座敷)の修理工事を5年計画で実施していきます。

8月から本格的に工事に着手しています。素屋根の設置を行い、現在は屋根瓦、土壁、小屋組みの解体保存の作業を順次進めています。解体中は、建物の技法や痕跡などから建築当時のようすや修理の変遷を調査していきます。一枚一枚部材を取り外していくと三木家が建てられた痕跡が見えてきます。

三木家の修理工事は長期に渡るため、定期的に現場見学会を開催したいと考え

ています。第1回目は今年の2月19日(土)に実施し、厩、表門などの状況を大勢の方に見ていただきました。今回は、主屋の屋根瓦、土壁の解体した状態をご覧いただけます。また、当日は工事担当者による解説も行います。気軽にお立ち寄りください。

第2回 現場見学会
日時 12月10日(土)
9時～17時の間
申込不要



土壁解体調査状況



素屋根設置状況

11月は文化財保護強調月間です

11月は文化財保護強調月間です。本年は東日本大震災をはじめ、台風など自然災害による大きな被害が報告されています。失われて気づく尊さではなく、日ごろから身近な歴史とふれあう時間を通じて興味・関心を高め、かけがえない地域の文化財をこれからも大切に守りましょう。

古文書を読む会の報告

8月18日から9月15日まで、資料館では初の試みとなる「古文書講座」全3回を開催しました。毎回30人を超える方にご参加いただき、受講生のみなさんは講師の先生が驚くほど熱心に取り組まれていました。

今後も地域の古文書に親しむためのこうした機会を設けていきたいと考えていますので、ぜひご参加ください。



～受講のようす～

講座で文化の秋を深めましょう

連続講座のお知らせ



11月12日(土)、歴史民俗資料館で連続講座「を開催します。今回は開催中の特別展とも関連する「三木家と柳田國男」の講演をいただきます。連携事業として、これまでも数々の講座や資料整理、研究など、さまざまな活動にご協力いただいている神戸大学大学院地域連携センターから講師をお招きし、今回の特別展で公開している三木家史料についてのお話をうかがいます。

日時 11月12日(土)
13時30分～15時
場所 歴史民俗資料館
演題 「三木家と柳田國男」
講師 山崎善弘さん
(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター)
受講料 無料

あとがき

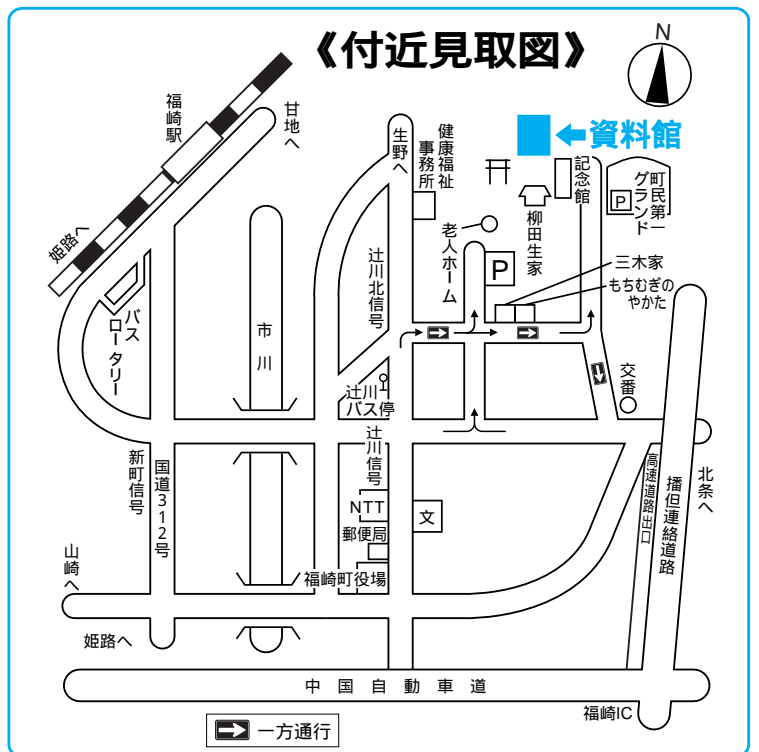
「秋の日はつるべ落とし」と言われるくらいで、まだ明るいと油断していると、あつという間にあたりは暗くなつてしまします。

しかし、日没直前の、山の端にかかる夕日はとてもきれいなもので、遠くの鉄塔の影や鳥が並んで飛ぶ姿などとても絵になりますね。

ところで、鳥はよく、字型に編隊を組んで飛んでいます。字の先端、編隊の先頭を飛んでいる鳥は必ずしも群れのリーダーではないそうです。先頭は風を切って飛ぶ必要があるのですが、それに続く後ろの鳥は先頭が切った風に乗るだけでいいので、後ろの方が比較的楽に飛べるそうなのです。だからどの鳥も先頭は嫌がり、後ろに下がるので、後ろに下がり損ねた鳥が先頭になってしまうのです。きれいな夕日ですが、その裏では鳥の妙な先頭争いが繰り広げられています。



《付近見取図》



歴史民俗資料館利用案内

開館時間
午前9時～午後4時30分
休館日
月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日
入館料 無料
交通 JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。
車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。



福崎町文化財だより 58
発行 平成23年11月4日
・福崎町教育委員会
福崎町南田原 3116 の1
☎ 07990220560
・神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原 1038 の12
☎ 07990225699